

平成27年

第4回定例会

会 議 録

(第1号)

平成27年12月15日

平成27年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会 (第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成27年12月15日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定

[議長諸般の報告]

日程第3 所管事務調査の報告について

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 平成27年第3回定例会

認定第1号 平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成26年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成26年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成26年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成26年度江差町奨学金特別会計歳出決算の認定について

認定第9号 平成26年度江差町水道事業会計決算の認定について

[町長行政報告]

日程第6 一般質問

日程第7 議案第1号 江差町個人番号利用条例の制定について

日程第8 議案第2号 江差町税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第3号 江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第4号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第9号)について

日程第11 議案第5号 平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第6号 平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第13 議案第7号 工事請負契約の一部変更について

日程第14	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第16	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第17	発議第1号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について
日程第18	発議第2号	北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書の提出について
日程第19	発議第3号	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について
日程第20	発議第4号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について
日程第21	発議第5号	「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について
日程第22	発議第6号	特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について
日程第23	発議第7号	地方大学の機能強化を求める意見書の提出について
日程第24	発議第8号	ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出について
日程第25	発議第9号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について
日程第26	発議第10号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書の提出について
日程第27	発議第11号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について
日程第28	発議第12号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について
日程第29	発議第13号	安心の介護を実現するため社会保障費拡充を求める意見書の提出について
日程第30	発議第14号	TPP交渉大筋合意に対する意見書の提出について
日程第31	発議第15号	江差町の文化の発信及び普及啓発に関する事務調査 (社会文教常任委員会事務調査)

◎ 出席議員(12名)

議長	打越 東 亜 夫
副議長	小笠原 淳 夫
議員	薄 木 晴 午
〃	飯 田 隆 一
〃	小 野 寺 真
〃	室 井 正 行
〃	若 山 明 廣
〃	萩 原 徹
〃	小 梅 洋 子
〃	塚 本 眞
〃	西海谷 望
〃	小 林 くにこ

◎ 出席説明者

町長	照井 誉之介
副町長	田畑 明
教育長	新木 秀幸
総務課長	木村 晃
まちづくり推進課長	出崎 雄司
財政課長	斉藤 敏己
税務課長	岸田 礼治
町民福祉課長	清水 直樹
健康推進課長	白鳥 智子
産業振興課長	大杉 則明
追分観光課長	大坂 敏文
建設水道課長	岸田 雄治
ひのき荘荘長	澤口 純一
出納室長	岸田 真由美
学校教育課長	中川 智
社会教育課長	尾山 徹
総務課主幹	竹内 強

(議会事務局)

局	長	太 田 誠
書	記	秋 山 悦 子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成27年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、6番小梅議員、9番飯田議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「薄木委員長」。

「薄木委員長」(議会運営委員会報告)

たくさんの傍聴を頂きましてありがとうございます。

議会運営委員会からの、ご報告を申し上げます。

当委員会は、11月27日、12月8日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議致しました。

今定例会には、平成26年度各会計決算認定9件、27年度補正予算が一般会計・特別会計合わせて3件、条例制定3件、人事案件3件、その他1件、委員会報告3件、議員発議15件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しておりますので報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえ、会期を12月15日から16日までの2日間と致します。

一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式で行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。質問・答弁については、1回目の質問・答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに致します。

また、パネル等については質問の形式について、制度設計を含め今後検討していくことと致しました。

以上、議会運営委員会よりの報告と致します。

(議長)

以上で報告が終わりました。お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質問・答弁については、演壇により行い、再質問以降については、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含めて60分以内の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員から質問、質疑に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査報告についてを議題と致します。

平成27年第3回定例会、発議第10号、公園の有効活用に関する事務調査についてを議題と致します。

本件については、所管の社会文教(常任)委員会に付託されておりますので、報告を求めます。

「小梅副委員長」。

「小梅副委員長」(社会文教常任委員会報告)

皆さん、おはようございます。

社会文教常任委員会の委員会調査報告でございます。今日は室井委員長が欠席でございますので私が代わりに報告させていただきます。

1. 調査事件

平成27年第3回定例会、発議第10号、公園の有効活用に関する事務調査についてでござ

います。

2. 調査の経緯と結果

本委員会は、平成27年10月22日、11月17日及び11月27日の3日間会議を開催し、資料を基に担当課の職員の説明を求めるとともに、10月27日には、逆川森林公園、柳崎児童館前広場、えぞだて公園、九艘川公園、松の岱公園、茂尻児童公園の現地視察を行い、調査した結果について報告致します。

<意見>

江差町内には鷗島道立自然公園、逆川森林公園、江差町都市公園条例に基づく江差町運動公園の他、4つの公園が設置されている。

公園の定義は、町民が快適な潤いや緑の環境を享受できる場、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、自然や緑を保全する等の目的を有し、入園料は徴収せず、広く一般に開放され、誰でも自由に利用できることとされている。

近年は災害時の避難場所や、子育て支援環境づくり等の機能を有する施設として、用途の多様化や整備の必要性が認められ、都市部では公園が増えている状況がある。保育園や学校、公営住宅用地内、町内会に有する遊具の利用状況の実態、必要性、整備のあり方と合わせ、社会環境の変化に対応可能な施設として計画的な整備方針の立案を望むものである。

また、現地調査の結果、老朽化の他、全く機能されていない遊具や、環境衛生、景観上著しく不適切な施設が多数見られ、遊具の増設・修繕のみならず、総合的な早期抜本的対策を強く望むものである。

以下、公園について、具体的な改善策の提案と有効活用の方向性を意見する。

1. 逆川森林公園

町内北部に位置し、針葉樹・広葉樹の森林構成は四季を享受できる自然環境に恵まれた地域である。また、農業用ダムの水辺を有する景観・環境は、訪れた町民の心を癒す空間構成がある。

しかし、木製の遊具等の工作物は、全て経年劣化が著しく利用できなくなっており、速やかな解体・撤去が急務であり、自然環境を生かした公園として、必要最小限の施設整備と環境保全が必要である。また、案内・誘導・周知看板類・トイレ・給水設備周辺の排水対策とキャンプ利用に供する諸設備の整備が必要である。

なお、現存する焼却炉は、法令の規定により使用できないため、速やかな解体・撤去を行うこと。

2. 茂尻児童公園

町内市街地中心部に位置し、親子連れの姿をよく見かけ、天気の良い日は子どもの遊び場として適した位置に有していると考えられる。

しかし、遊具不足、簡易休憩施設、緑化や四季を享受できる花木類等が少ない等、児童公園としての機能が乏しい現状にある。また、排水処理が課題となっており、早期対策を行う必要がある。

立地特性を生かした整備促進を図ることにより、利用拡大と多機能を有する公園として整備計画を早期に立案し、改善を図るべきである。花木類の植栽計画にあたっては、町内会や各団体等と協議され、市街地中心部の癒し空間として整備を図るべきと考える。

3. 九艘川公園

いにしえ街道沿いに隣接する小公園として、土蔵風トイレ、水流設備、石(垣)積みの土留等は、小さなポケットパークとして貴重な存在であると考えます。

トイレ・水流設備は、町会での利用転換と維持管理、衛生、保安等の面から休止しているが、町内の公園に無い風情があり、貴重な存在と考える。トイレの再利用はそのような理由から困難だが、樹木類の管理と水流設備の再活用、九艘川の由来等の看板類の設置、誘導案内看板等の設置を図ることにより、町民利用のみならず、旧中村家、旧檜山爾志郡役所を訪れる観光客の小休憩場として有効活用が期待される。

大きな財源を伴う整備ではないので、早期検討・着手を図るべきである。

4. えぞだて公園

旧関川家別荘と隣接する児童用遊具施設は、景観上異様に見えるので創意工夫が必要である。遊具の増設を図る場合、観光客から入館料を徴収する観光施設と、児童用遊具を隔離する樹木類等の対策が必要と考える。

また、庭園内の雑草の撤去をボランティア活動で長年続けている方が現地調査時に見られ、町はその善意に対し何らかの敬意を表すべきである。

さらに、公園標識看板が樹木に遮られ、見えていない。早急な対応を図ること。

5. 松の岱公園

松の岱頂上付近に利用されていない児童用遊具設備があることを多くの町民に理解されていない。遊具は老朽化し、撤去・移設・再利用するためには相当額を要すると考える。遊具は全て撤去し、つたやの沢からの散策路整備と合わせ、バードウォッチングやハイキングのコースとして整備すべきである。

また、市街地に極めて近く、眺望、歴史遺産等が近辺に有し、優れた景勝地と考える。頂上には給水用配水施設と墓地があり、道路の維持管理と整備を適時行う必要がある。しかし、近年熊の出没が多く、その対策と中長期的観点から全体像の整備計画の策定を望むものである。

6. 柳崎児童館前広場

柳崎地区は若い世代の定住化が進んでおり、子どもたちの遊び場の整備を促進する必要がある。児童館前は、通学する児童のバス停にもなっており、遊具の増設と合わせ、雨対策として待合所兼東屋的施設の整備を早急に図ること。子どもたちが元気にはつらつと遊べる広場としての整備が急務であることを町は認識すべきである。以上、報告を終わります。

(議長)

以上で報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

本案については、委員長報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。

総務産業常任委員会から調査の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第5、認定第1号、平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、から認定第9号、江差町水道事業会計決算の認定について、までの各会計決算認定を一括して議題

と致します。

只今の各認定議案については、平成27年第3回定例会において、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小笠原委員長」。

「小笠原委員長」(平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会報告)

おはようございます。平成26年度江差町一般会計他8件の決算認定について、決算審査特別委員会の報告を致します。

本件は、9月定例会において審査すべき事件として本委員会に付託され、担当職員、町長・教育長の出席を求め、決算概要の説明を聞くとともに、各委員より資料請求に基づく資料、監査委員からの提出、決算審査意見書、成果報告書などを参考に、去る10月21日から23日までの4日間の審査致しました。

審査の経過につきましては、議長、監査委員を除く10名の全議員の特別委員会でありますことから、内容等を含めご承知のとおりでありますことから、省略させていただきます。

なお、採決の結果、認定第1号、平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号までの9議案につきましては、これをもって認定すべきとしております。

以上簡単ではございますが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

只今報告のありました各認定議案については、議長を除く、監査委員を除く、議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から順次、討論、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次、討論、採決を行います。

(議長)

認定第1号、平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

無いようでございますので、まず、反対者に対する発言を許可致します。

討論なしと認め、討論を終結致します。

それでは、原案に反対する発言を許可致します。

ありませんか。それでは、認定第1号の採決を行います。

平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は「認定」するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、認定第1号は、認定することに決定致しました。

(議長)

お諮り致します。

認定第2号、平成26年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定から認定第9号、平成26年度江差町水道事業会計決算の認定までの8件については、この決算に対する委員長の報告は「認定」するものです。討論を省略し、順次採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決を行います。

認定第2号、平成26年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定致しました。

(議長)

認定第3号、平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第4号、平成26年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号については認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第5号、平成26年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第6号、平成26年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第7号、平成26年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第7号については、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定(第)8号、平成26年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

全員であります。

よって、認定(第)8号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第9号、平成26年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第9号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

おはようございます。

始めに、「職員の不祥事について」ご報告申し上げます。

本件につきましては、去る12月4日並びに8日開催の議会全員協議会におきまして、不祥事発生に関するご報告をさせて頂きました。その後の調査を含め概要等について、改めてご報告をさせて頂きます。

不祥事の内容であります。北海道を經由した国の補助金で運営されている江差町地域農業再生協議会の会計から、事務局を、事務局を担う産業振興課職員(31歳)が、事務経費を着服したものでございます。この場をお借りし、町民の皆様並びに議員の皆様、そして江差町地域農業再生協議会の構成団体の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。(三役・全課長陳謝)

現時点での総額であります。着服額は26年度分として16,774円、27年度分では593,129円であり、着服の総額として609,903円となっているものであります。この中にはあたかも請求があったかのように、架空の金額265,979円を支出するという、極めて悪質な行為も確認

したところでございます。加えて、遅延未払いも調査により確認され、26年度並びに27年度で49,197円となり、着服及び遅延未払いを含めた現時点での総額は659,100円となっているものでございます。なお、着服した金額のうち、26年度の16,774円は着服の発覚を逃れるため、自らが購入業者への支払いを発覚前に終えているもので、27年度の593,129円は事件発覚後に全額を当該職員より返済されている状況でございます。

また、当該職員からは12月14日付けで退職願いの提出がありましたが、処分確定まで保留することとしており、加えて、12月期末勤勉手当は支給日翌日の12月11日に、当該職員より自主返納されていることを付け加えさせていただきます。なお、今回の事案を機に期末手当などを支給されない場合の措置について、今後、調査・研究を検討して参ります。

只今、報告させて頂いたとおり調査を実施する中で、遅延未払いも発生しておりますことから、引き続き事実調査の継続と経理事務のみならず、当該職員の担当する事務事業についても、不適正事務がないかどうかの調査をしており、更に北海道の指導監査も行われる可能性があるため、指導監査の結果も踏まえなければならないと考え、全容解明には時間を要すると判断しております。従いまして、本人並びに上司等の処分については、正確な事実調査を終えた上で厳正に対処するとともに、私自身と副町長の責任を改めて科すこととしております。

これまでの取り組みとして、本年4月に再発防止計画書を策定し、全職員に配布することで、職員間のコミュニケーションを図りながらのミーティングを行い、業務の確認等を本計画書をもとに取り組み、職員一丸となって不祥事を起こさない対策を講じてきたところでありますが、結果として不祥事を招いたことは、職場全体に浸透していなかったと言わざるを得ず、責任を痛感しているところでございます。今後の再発防止についてでございますが、この度の不祥事を含め、団体における経理方法等について再発防止(検討)委員会で協議し、見直しを図りながら再構築を図って参ります。なお、外郭団体の経理の調査状況を、去る12月10日の再発防止検討委員会において検証したところでありますが、支払方法の改善や民間による新たなチェックの導入等の意見を整理しながら、抑止力となる再発防止策を構築し、町行政への信頼回復は勿論のこと、未然防止に全力で取り組んでいく覚悟であります。

最後になりますが、このような不祥事に至りましたことについて、重ねてお詫びを申し上げます。

次に、「旧JR江差線(木古内・江差間)廃止に伴う鉄道設備の撤去工事に関する協定の締結について」でございます。

本町とJR北海道との間におきまして、旧JR江差線(木古内・江差間)廃止に伴う橋梁など鉄道設備の撤去工事に関する協定について、去る12月10日付けをもちまして締結致しましたので、ご報告申し上げます。

内容と致しましては、駅舎建物等の撤去・整地、並びに5メートル以上の橋梁3橋の撤去に関し、工事費用についてはJR北海道が負担し、施工については町にて実施するものとなっており、JR北海道より当町に対し、撤去工事費用として1億7,404万2千円が平成28年1月末までに支払われるものとなっております。なお、負担金につきましては、新たに基金への積立を行い、JR

跡地のインフラ整備等に要する費用として、計画的・効率的な執行に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

次に、「江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故に関する刑事告訴について」でございます。

不正経理事故に係る刑事告訴については、学校給食組合が、平成26年6月11日に元栄養士に対する告訴状を「業務上横領罪」として江差警察署に提出し受理されました。その後、学校給食組合としては、証拠書類の提出、事務職員等関係者の聞き取り、不正購入器材の提出など、全面的に捜査に協力して参りました。その結果、この度、江差警察署から、平成27年12月14日付けで元栄養士を「背任罪」で函館地方検察庁に書類送検した旨報告を受けたところでございます。また、損害額については、平成23年5月から平成25年8月までで2,200万円余りでございます。本件については、1年半に及び慎重な捜査が終了し、書類送検となったものでございますので、江差町として重く受け止めております。今後につきましては、検察庁の判断に委ねるところでございまして、その判断結果が出次第、構成町による協議並びに組合としての対応を取り進めて参りたいと考えております。

なお、昨日午後に書類送検の正式な報告を受けたことから、江差町議会定例会の行政報告を急ぎよさせて頂いたところであり、構成町にもその旨をお伝えし、了承を得ていますことを申し添えさせていただきます。

本件につきまして、改めてお詫び申し上げますとともに、早期に返還作業が実施できるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

最後に「寄附採納について」ご報告申し上げます。2件の寄附採納についてです。

始めに、平成27年11月13日、江差町字本町85番地、有限会社いちりき商店、代表取締役、高橋實様から、子育て支援として、室内ブランコ7台、一人乗り自転車6台ほか各種遊具20万円相当のご寄附がありましたので、ご報告申し上げます。ご寄附頂いた遊具は、町内のかもめ保育園、日明保育園、水堀保育園の三つの保育園で利用させて頂いております。

次に、函館市に事務所を置く、第一生命労働組合函館営業職支部執行委員長、内藤要一様より、平成27年12月10日にあすなろ幼稚園、12月14日には水堀保育園にそれぞれ児童教育の充実のためにと、絵本セットのご寄附がありました。同組合の地域貢献活動は平成22年度から継続しており、この間、町内保育所、幼稚園や学童保育所などにご寄附頂いております。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚意に対しお礼を申し上げます、行政報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、町長の行政報告を終わります。